

特記仕様書

1. 業務名

令和8～9年度 臼杵市「道の駅」基本構想策定業務委託

2. 業務の目的

本市は、多彩な食文化や地域資源を有し、令和3年には「ユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク（ユネスコ創造都市ネットワーク）」の食文化分野において加盟認定を受けているところである。

こうした中、本市では市政運営の指針「リ・スタートうすき」に掲げる「臼杵の産品が集まる地域拠点施設」の整備に向け、正式に「道の駅」としての具体化を目指すこととした。国土交通省が示す「道の駅」第3ステージの方向性を踏まえ、休憩・情報提供・地域連携の機能に加え、産業振興、観光交流、地域コミュニティ、防災など、多機能型の施設整備を図るものである。

本業務は、その第一歩として、本市の現状や上位・関連計画の整理および商圈調査を行い、道の駅が果たすべき役割と基本理念を明確にすることを目的とする。さらに、利用者等のニーズを踏まえた導入機能および施設規模の検討、整備候補地の比較評価、事業手法や管理運営手法の方向性の整理、概算事業費および事業収支の算出等を行い、市民意見等を反映しつつ、臼杵市「道の駅」基本構想を策定するものである。

3. 履行場所

臼杵市大字臼杵 72 番 1

計画対象範囲は 臼杵市全域とする。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月10日までとする。

5. 業務内容

受注者は、以下の項目について調査・検討を行い、報告書として取りまとめるものとする。

[令和8年度]

(1) 前提条件の整理

臼杵市の現状(位置、沿革、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、災害等)や、「臼杵市総合計画」や「臼杵市観光振興戦略」などの上位・関連計画における「市の将来像」や基本施策を整理する。

また、既存調査資料や GIS データを活用し、「道の駅」整備によって見込まれる市場規模等を明らかにするため、商圈調査・分析を行う。

(2) 「道の駅」が果たすべき役割の整理

「臼杵の産品が集まる地域拠点施設」の整備に向け、国土交通省が示す「道の駅」第3ステージの方向性を踏まえ、臼杵市が抱える課題を整理し、「道の駅」が果たすべき役割や、「道の駅」による課題解決の優先順を整理する。

(3) 「道の駅」整備の基本目標及び基本理念の設定

「道の駅」が果たすべき役割を踏まえ、「道の駅」整備の基本目標及び基本理念を設定する。

あわせて、本市への導入機能検討の参考とするため、特徴的な施設・設備やサービス面での工夫が見られる全国の「道の駅」から先進事例を抽出する。対象施設へのヒアリング調査を通じて、その具体的な取り組みや成果を体系的に整理する。

(4)利用者等ニーズの整理

市民や観光客をはじめ、運営や利用に関わる多様な関係団体を対象としたニーズ調査を実施する。得られた意見や要望を分析し、「道の駅」の導入機能を具体化するための基礎資料として整理する。

(5)運営支援

下記会議の運営支援（資料作成、会議録作成等）を行う。

検討委員会 （1回程度）

作業部会 （1回程度）

[令和9年度]

(6)「道の駅」導入機能の検討

(2)、(3)、(4)の検討結果を踏まえて、「道の駅」に導入する施設機能及び、施設規模を設定する。

(7)「道の駅」整備候補地の設定

これまでの検討結果を踏まえ、「道の駅」設置の可能性があると考えられる候補地(エリア)を複数抽出し、立地条件、交通条件、土地利用条件、法令上の制約、インフラ整備条件、防災上の課題等を踏まえて比較評価する。

(8)「道の駅」整備イメージの作成

(6)の結果を踏まえ、「道の駅」整備イメージ図(ゾーニング、動線を含む)を作成する。

(9)今後の検討課題等に対する方向性の整理

上記、(1)から(7)における検討・協議内容を踏まえ、事業手法、管理運営手法、整備スケジュール等、今後の検討課題に対する方向性を整理する。

(10)概算事業費の算出

施設規模や配置計画をもとに概算事業費を算出する。また、資金調達の観点から、導入施設内容等を踏まえて活用可能な補助制度について整理する。

(11)概算事業収支の算出

上記、(1)から(10)における検討・協議内容を踏まえ、概算事業収支を算出する。

(12)基本構想の策定

上記、(1)から(10)における検討・協議結果をもとに基本構想(素案)を作成する。

作成した基本構想(素案)をもとにパブリックコメントを実施し、寄せられた市民意見等を精査・反映した上で、基本構想(案)として取りまとめる。

(13)シンポジウムの開催支援

「道の駅」整備に向けた機運の醸成や市民意識の高揚を図るため、市民参加型のシンポジウム（１回、１００人規模）の企画及び運営支援（プログラム案の作成、講師等との調整、チラシ等の作成、当日の運営補助、結果の取りまとめ等）を行う。

(14)運営支援

下記会議の運営支援(資料作成、会議録作成等)を行う。

検討委員会 （３回程度）

作業部会 （５回程度）

6. 適用

- (1)本仕様書は、臼杵市(以下「発注者」という。)が実施する令和８～９年度 臼杵市「道の駅」基本構想策定業務委託(以下「本業務」という。)について適用し、作成図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。
- (2)本仕様書に記載のない事項は、発注者の「委託契約約款(土木コンサル)」及び「委託業務共通仕様書」(大分県土木建築部 令和８年４月)を準用する。委託契約約款については、臼杵市ホームページ内(<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2026022700016/>)にて掲載。共通仕様書については、大分県ホームページ内(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>)にて掲載。

7. 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等との整合が図られるよう留意するものとする。

8. 疑義

本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

9. 管理技術者等の資格要件

- (1)本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画)、又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格保有者であること。
- (2)管理技術者は、過去１０年間(平成２８年度から令和７年度まで)に、「道の駅」基本構想又は「道の駅」基本計画の策定関連業務の管理技術者としての実績を有する者でなければならない。
- (3)照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

10. 成果品の帰属・瑕疵

本業務の成果はすべて発注者に帰属する。また、完了後であっても受注者の契約不適合に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担で修正を行わなければならない。

11. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受注者が行うものとする。

なお、本市から貸与を受けた資料については、貸与資料一覧を作成の上、本市に提出し、業務完了

後速やかに返却するものとする。

12. 打合せ

本業務における打合せは現地での対面実施を原則とし、回数は契約期間中において計5回（令和8年度2回、令和9年度3回）を想定し、管理技術者は業務着手時、基本構想素案納入時、成果品納入時に出席するものとする。

なお、想定回数を超える打合せが必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行い変更の対象とする。

13. 中間検査および完了検査

- (1) 受注者は、令和8年度末時点での業務の進捗状況および履行割合を取りまとめた中間報告書を発注者に提出し、初年度分の部分払に係る検査を受けなければならない。検査の結果、修正指示があった場合は速やかに対応するものとする。
- (2) 受注者は、すべての業務が完了したときは、速やかに最終成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。完了検査において修正指示があった場合も、速やかに対応するものとする。
- (3) 受注者は、(1)および(2)の検査に合格した後、契約書の定めに従い、当該年度分の業務委託料を請求するものとする。

14. 成果品の種類および部数

本業務における成果品の種類、部数およびデータ形式は以下のとおりとする。なお、電子データについてはウイルスチェックを実施し、ファイルの安全性を確認する。

- (1) 臼杵市「道の駅」基本構想書（報告書）
 - 紙媒体：5部（A4判、製本したもの）
 - 電子データ（編集可能データ及びPDFデータを保存したもの）：1式（CD-R、DVD-R）
- (2) 概要版（リーフレット等）
 - 紙媒体：300部（A4判またはA3二つ折りなど）
 - 電子データ（編集可能データ及びPDFデータを保存したもの）：1式（CD-R、DVD-R）
- (3) 報告書一式
 - 紙媒体：1部（A4判、ファイル綴じ）
 - 電子データ（編集可能データ及びPDFデータを保存したもの）：1式（CD-R、DVD-R）